

● 県内市町の企業誘致に対する優遇制度(補助制度)

平成31年4月1日現在

市町名	制度名	最終 改正日	対象業種	補助要件			整備 区分	補助対象経費	補助率等	交付限度額	備考	
				投下固定資産額等	新規雇用者数	立地地域条件等						
坂井市	企業立地促進助成金	H28.4.1	製造業、物流業、情報サービス業、自然科学研究所、コールセンター業	10億円以上	30人以上 ※コールセンター業の場合は100人以上	テクノポート福井	新設	土地、建物の取得費 造成費 機械設備等設置費	20%	5億円		
				1億円以上	10人以上 ※コールセンター業の場合は50人以上					3億円		
			製造業、物流業、情報サービス業、自然科学研究所、成長産業	1億円以上	3人以上	テクノポート福井以外の地域			<成長産業以外> 3%+新規雇用者3人超え分1人につき1%加算 上限合計10%	1億円		
				コールセンター業	1億円以上	25人以上			10%			
	事業施設設置費助成金 用地取得費助成金 (増設)	H28.4.1	製造業、物流業、情報サービス業、自然科学研究所、成長産業	5千万円以上	3人以上	市内全域	増設	・建物、償却資産に係る固定資産税相当額(3年間)	<成長産業以外> 30%+新規雇用者3人超え分1人につき10%加算 上限合計100%	なし		
				コールセンター業	5千万円以上				25人以上	・土地の取得費	<成長産業以外> 3%+新規雇用者3人超え分1人につき1%加算 上限合計10%	5千万円
										・建物、償却資産に係る固定資産税相当額(3年間)	100%	なし
	・土地の取得費	10%	5千万円									
	事業施設設置費助成金 用地取得費助成金 (移設)	H28.4.1	製造業、物流業、情報サービス業、自然科学研究所、成長産業	1億円以上	3人以上	市内全域 用地取得費助成金は、移設後の用地面積が移設前を超えていること	移設	・建物、償却資産に係る固定資産税相当額(2年間)	<成長産業以外> 30%+新規雇用者3人超え分1人につき10%加算 上限合計100%	なし		
				コールセンター業	1億円以上				25人以上	・土地の取得費 (増加面積相当分)	<成長産業以外> 3%+新規雇用者3人超え分1人につき1%加算 上限合計10%	5千万円
・建物、償却資産に係る固定資産税相当額(2年間)										100%	なし	
・土地の取得費 (増加面積相当分)										10%	5千万円	
空き施設活用助成金		製造業、物流業、情報サービス業、自然科学研究所、コールセンター業、成長産業、本社機能の移転又は拡充を行う市外企業	延べ面積600㎡以上	5人以上 (コールセンター業は25人) (成長産業、本社機能の移転又は拡充を行う市外企業でU・Iターナーのみ雇用する場合は3人以上)	市内全域	新設 増設	土地建物に係る賃貸借費	賃貸借費3年分の1/4 (成長産業、本社機能の移転又は拡充を行う市外企業は賃貸借費3年分の1/3)	1千万円			
雇用促進助成金		企業立地促進助成金、用地取得費助成金、事業施設設置費助成金、空き施設活用助成金又は本社機能立地促進助成金のいずれかの適用を受けていること					事業施設の建設に伴う雇用拡大に要する経費	1人につき20万円 (障害者 40万円)	なし			
本社機能立地促進助成金		本社機能の移転又は拡充を行う市外企業	本社機能の移転又は拡充(増床)を伴うこと	5人以上 (U・Iターナーのみを雇用する場合は3人以上)	市内全域	新設 増設 移設	・土地取得費 ・造成費 ・機械設備等設置費 ・事務棟、研究所、研修所及び本社機能の立地に伴い設置する住宅の建設費 (本社機能の新設・拡充に係る分のみを対象とする)	20% (移設の場合、建物については移設前の固定資産評価額を、土地については移設前の用地面積をそれぞれ差し引いた分)	2億円			